

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）について

令和 4 年 3 月 25 日

1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の目的

我が国では、2050 年カーボンニュートラルの実現とともに、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められています。本交付金は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和 3 年 6 月 9 日第 3 回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とするものです。

2 重点対策加速化事業の概要

本交付金のうち重点対策加速化事業は、ロードマップ及び地球温暖化対策計画に基づき、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、この交付金により行われる加速的な取組をいいます。

(1) 交付対象

交付金の交付対象は、「地域脱炭素ロードマップ」において重点対策として定められた取組のうち次のものです。詳細は、交付要綱、実施要領、作成要領に定めるとおりです。

- ・屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ・地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ・公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導
- ・住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ・ゼロカーボン・ドライブ

(2) 交付金の交付までのプロセス

重点対策加速化事業に係る事業計画（案）を中部地方環境事務所に提出し、ヒアリング、補正等を経て正式に事業計画を提出します。その後、環境省から令和 4 年度交付限度額が通知され、申請準備が整った自治体から順次、交付申請・交付決定の流れとなります。

【事業計画（案）の提出期限】

令和 4 年 4 月 8 日（金）17 時 1 次締め切り（5 月末までの内示を希望する場合）
5 月 13 日（金）17 時 2 次締め切り（上記以外の場合。内示時期は 6 月

末を予定)

※ 重点対策加速化事業に係る事業計画募集の詳細（交付要綱等を含む）については、以下の全庁共有フォルダをご確認ください。

[¥¥ss180057¥public¥09 地球温対課¥★地域脱炭素移行・再エネ推進交付金](#)

(3) 応募について

重点対策加速化事業は、各地方公共団体 1 回までの申請とすることが予定されています（策定された事業計画について、上限額の範囲内であれば、新規事業の追加など事業計画の変更を行うことが可能です。）。このため、別途、地球温暖化対策課より各部局等に対し応募意向に係る照会を行っておりますので、本交付金の活用についてご検討いただきますようお願いいたします。

※ 本交付金のうち脱炭素先行地域づくり事業については、令和 4 年 1 月～2 月に脱炭素先行地域の公募が行われ、現在国において選定が進められています。